

告 示

埼玉県告示第百七十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われる（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

二 縦覧の期間

令和五年二月十四日（火）から令和五年二月二十八日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）